

広島市人事委員会規則第3号

令和7年5月30日

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭示

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年広島市人事委員会規則第1号）  
の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「学校の特定管理監督職群 広島市立の小学校、中学校、  
高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長」の右に「及び教頭」を  
加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。